

令和5（2023）年度

県南健康福祉センターの概要

栃木県県南健康福祉センター

## 目 次

### I 県南健康福祉センターの概要

1 組織及び分掌事務	1
2 職員の配置状況	6
3 管内の概況	7

### II 令和5(2023)年度業務

1 業務執行方針	9
2 主要事業	9
3 年間行事予定	18

### III 参考資料

1 県南健康福祉センターの沿革	22
2 主な業務関連計画一覧	23

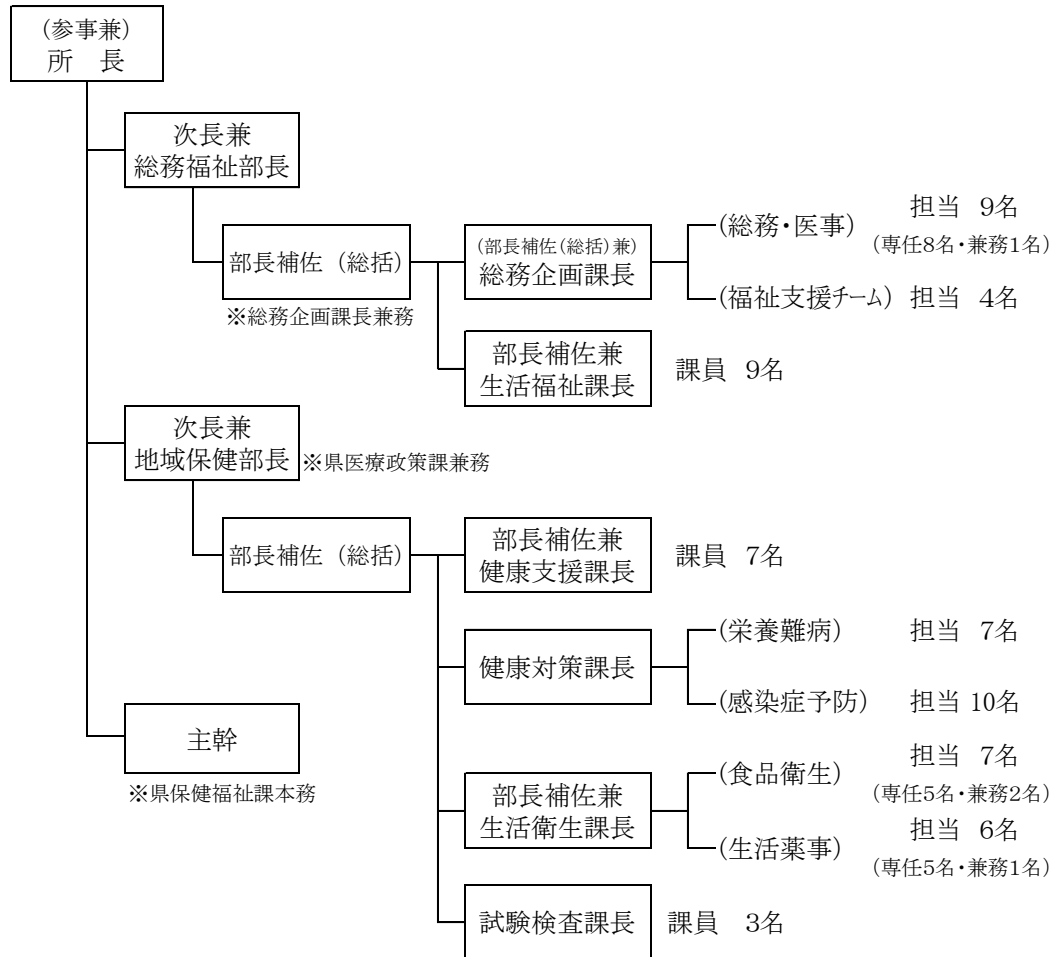
県南健康福祉センターは、小山保健所及び栃木保健所と下都賀福祉事務所を再編統合し、保健・医療・福祉行政の中核的な拠点となる広域センターとして、地域的な課題の解決や保健と福祉の事務事業を効率的かつ計画的に進める上で、栃木健康福祉センター（栃木地区の1市1町を管轄し、県南保健所栃木支所としての性格を併せ持つ）との連携のもとに業務を推進しています。

# I 県南健康福祉センターの概要

## 1 組織及び分掌事務

令和5(2023)年4月1日現在

### (1) 組織



#### ○ 会計年度任用職員

母子・父子自立支援員兼婦人相談員	2名
青少年指導員	1名
就労支援員	1名
生活困窮者自立相談支援員	4名
難病対策業務支援員	1名
結核服薬支援員	1名
事務補助員	1名

#### ○ その他の職員

嘱託医 6名

(2) 分掌事務

部（課・担当）名	分 掌 事 務
総務部 総務企画課 （総務・医事）  （福祉支援チーム）	1 保健医療計画に関する事 2 健康危機に関する事務の総合調整に関する事 3 地域保健に係る統計に関する事 4 地域保健福祉関係職員等の養成研修に関する事 5 学生等の受入・指導に関する事 6 医事に関する事（精神科病院に関するものを除く） 7 各種免許事務に関する事 8 地域包括ケアシステムの構築に関する事 9 救急医療等に関する事 10 在宅医療に関する事 11 災害医療に関する事 12 障害者福祉に関する事 13 公衆衛生功労者表彰式に関する事 14 健康福祉センター業務の総合調整に関する事 15 健康福祉センター協議会に関する事 16 センターの庶務会計に関する事 17 小山庁舎の管理に関する事 18 他部課に属さない事務に関する事 19 児童の保護育成並びに助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する事 20 児童虐待の早期発見及び防止に関する事 21 児童及びその家庭についての必要な調査及び指導に関する事 22 配偶者からの暴力などによる被害者の相談及び指導に関する事 23 母子及び父子並びに寡婦家庭の援護指導に関する事 24 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け及び償還指導に関する事 25 児童福祉、母子福祉等に係る保健との連携に関する事 26 要保護女子の調査及び指導に関する事 27 児童扶養手当に関する事（町分に限る） 28 特別障害者手当等に関する事（町分に限る） 29 特別児童扶養手当に関する事 30 民生委員及び児童委員の指導に関する事 31 地域福祉活動の推進に関する事 32 青少年の健全育成に関する事 33 おもいやり駐車スペースに関する事 34 ヘルプマークの交付に関する事 35 犯罪被害者の支援に関する事

部（課・担当）名		分 掌 事 務
総務福祉部	総務企画課 (福祉支援チーム)	36 その他生活福祉課の所管に属しない福祉に関する事 37 圏域障害者雇用支援合同会議に関する事
	生活福祉課	1 生活保護等に係る福祉と保健の連携及び調整に関する事 2 生活保護法の施行に関する事 3 中国残留邦人等支援法の施行に関する事 4 生活困窮者自立支援事業に関する事
地域保健部	健康支援課	1 母子保健に係る市町支援、広域調整、体制整備に関する事 2 母子保健に係る保健指導、相談支援に関する事 3 乳幼児健全育成事業（乳幼児二次健診、総合養育支援事業）に関する事 4 子どもの心の相談支援体制強化事業に関する事 5 思春期保健の向上と健康教育の推進に関する事 6 不育症検査費用助成事業等に関する事 7 すこやか妊娠サポート事業に関する事 8 先天性代謝異常等検査に関する事 9 受胎調節実地指導員指定証交付に関する事 10 低所得の妊婦等に対する妊娠判定受診料助成事業及び妊娠検査薬の提供に関する事 11 精神保健福祉に係る市町支援、広域調整、体制整備に関する事 12 精神保健福祉（発達障がい児者、高次脳機能障害者を含む）に係る保健指導、相談支援に関する事 13 精神保健福祉法第22・23・24・25・26条の申請及び通報等の調査及び診察、措置入院に関する事 14 精神科病院の実地指導、実地審査に関する事 15 措置入院及び医療保護入院者の入退院届・定期病状報告書に関する事 16 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療に関する事 17 精神障害者社会参加総合推進事業（家族支援、障がい者支援、普及啓発等）に関する事 18 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事 19 措置入院者等の退院後支援に関する事 20 精神障害者地域移行・地域定着支援（管内関係機関との連携体制整備、ピアサポートの活用）に関する事 21 自殺対策に関する事 22 心身喪失者等医療観察法に関する事 23 障害者相談支援の市町支援に関する事 24 アルコール、ギャンブル等の依存症に関する事

部（課・担当）名		分 掌 事 務
地 域 保 健 部	健康対策課 （栄養難病）	1 健康増進法の施行に関する事 2 とちぎ健康 21 プラン（2 期計画）の推進に関する事 3 栄養改善対策及び食生活改善環境整備事業に関する事 4 生活習慣病予防、重症化防止に関する事 5 喫煙対策の推進に関する事 6 歯科保健対策の推進に関する事 7 指定難病等医療助成に関する事 8 難病患者地域支援体制整備等の推進に関する事 9 小児慢性特定疾病医療費支給認定に関する事 10 小児慢性特定疾病児童等総合支援事業、家族支援事業に関する事 と
	（感染症予防）	11 感染症の予防及びまん延防止に関する事 12 結核対策の推進に関する事 13 エイズ・性感染症対策に関する事 14 肝炎対策に関する事 15 新型インフルエンザ等対策（新型コロナウイルス感染症対策を含む）に関する事 16 高病原性鳥インフルエンザ対策（積極的疫学調査及び健康観察）に関する事 17 原爆被爆者援護に関する事 18 環境又は食品等に係る健康被害等に関する事（他課の主管に属するものを除く）
	生活衛生課 （食品衛生）	1 生活衛生及び食品衛生等の推進に係る保健と福祉の連携及び調整並びに生活環境の向上に係る支援に関する事 2 食品衛生の許可事務、監視指導、食中毒調査等に関する事 3 HACCP による衛生管理の推進に関する事 4 食品表示（衛生事項）に関する事 5 調理師、製菓衛生師免許に関する事 6 食品衛生協会の育成に関する事 7 医薬品医療機器等法に関する事 8 毒物劇物に関する事 9 麻薬等に関する事 10 生活衛生営業に関する事 11 建築物の衛生に関する事 12 衛生害虫に関する事 13 生活衛生同業組合協議会支部に関する事 14 薬物乱用防止に関する事 15 薬物依存症の家族支援に関する事
	（生活薬事）	

部（課・担当）名		分 掌 事 務
地 域 保 健 部	生活衛生課 （生活薬事）	16 水道に関すること 17 温泉に関すること 18 血液（献血等）に関すること 19 骨髄バンク登録に関すること 20 動物（狂犬病予防等）に関すること
	試験検査課	1 食品衛生に係る試験検査に関すること 2 環境保全に係る試験検査に関すること 3 食中毒等に係る試験検査に関すること 4 その他衛生に係る試験検査に関すること

## 2 職員の配置状況

令和5(2023)年4月1日現在

区分	総数		事務職員	技術職員								
				医師	獣医師	薬剤師	管理栄養士	診療放射線技師	保健師	臨床検査技師	看護師	
所長	1		1									
主幹(保健福祉課本務)	1								1			
総務福祉部	次長兼部長	1	1									
	総務企画課	1	補佐(総括)兼課長	1								
		9	総務・医事	7			1			1		
		4	福祉支援チーム	4								
	生活福祉課	1	補佐兼課長	1								
		9	課員	9								
	小計	25		23			1			1		
地域保健部	次長兼部長	1		1								
	部長補佐(総括)	1					1					
	健康支援課	1	補佐兼課長							1		
		7	課員	2						4		1
	健康対策課	1	課長							1		
		7	栄養難病	1				2		4		
		10	感染症予防						1	5	4	
	生活衛生課	1	補佐兼課長			1						
		5(2)	食品衛生			3(1)	2(1)					
		5(1)	生活薬事				5(1)					
試験検査課	1	課長				1						
	3	課員				2				1		
小計	43(3)		3	1	4(1)	10(2)	3	1	15	5	1	
合計	70(3)		27	1	4(1)	11(2)	3	1	17	5	1	

※ ( ) 内の数字は栃木健康福祉センター兼務職員数で、外数産休・育休職員については、当該職員の資格で計上

会計年度任用職員	11	母子・父子自立支援員兼婦人相談員(2) 青少年指導員(1) 就労支援員(1) 生活困窮者自立相談支援員(4) 難病対策業務支援員(1) 結核服薬支援員(1) 事務補助員(1)
----------	----	---



### 3 管内の概況

県南健康福祉センターの所管区域は、栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町の3市3町であり、南部は茨城県、埼玉県及び群馬県に接している。

管内の面積は723.56 km<sup>2</sup>で、県全体の11.3%を占めている。管内での山林原野の占める割合は県の割合を大きく下回り、田畑や宅地の占める割合は県の割合を大きく上回っている平坦な地域である。

管内は農業が盛んな一方、恵まれた地理的条件と近年の交通機関の整備に伴い、首都圏の通勤・通学圏内となっており、立地条件にも恵まれていることから、宇都宮線沿いを中心に都市化が進行している。

管内の人口は472,236人（令和5（2023）年1月1日現在）で、県全体の24.8%を占めており、県内5広域健康福祉センターの中で最大の規模である。

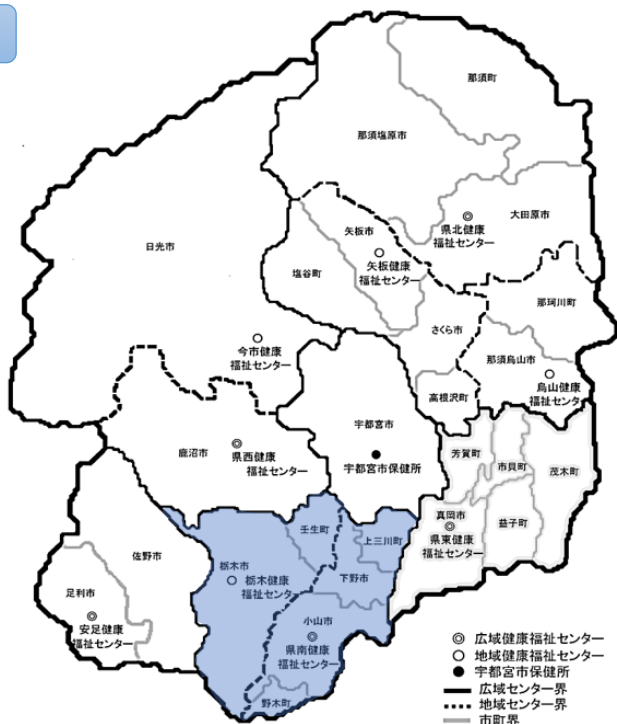
人口密度は小山市が968.8人/km<sup>2</sup>と最も高く、次いで野木町が810.8人/km<sup>2</sup>で、管内平均の652.7人/km<sup>2</sup>を大きく上回っている（令和5（2023）年1月1日現在）。

世帯数は194,973世帯で、県全体の24.1%を占めており、管内の1世帯当たりの人口は2.4人で、県平均の2.4人と同じである（令和5（2023）年1月1日現在）。

65才以上の高齢化率は管内で29.1%であり、県平均の30.1%より1ポイント下回っている（令和4（2022）年10月1日現在）が、年々上昇している。

経済状況の一端を示すといわれる生活保護率は管内（郡部）平均が8.05‰で、県平均10.42‰を下回っている（令和5（2023）年1月現在）。なお、市部は、栃木市（実施機関：栃木市福祉事務所）が8.94‰、小山市（実施機関：小山市福祉事務所）8.45‰、下野市（実施機関：下野市福祉事務所）6.78‰である。

管内図



## 管内の人口・世帯数等

市 町	面 積 km <sup>2</sup>	人 口 R5(2023).1.1現在 人			世帯数 R5.1.1 現在	1世帯 当たり 人口	人口密度 人/km <sup>2</sup>	高齢化率 R4.10.1 現在 %	生活保護率 R5.1現在 ‰
		総数	男	女					
栃木市	331.50	152,502	75,794	76,708	61,519	2.5	460.0	32.7	8.94
小山市	171.75	166,392	84,070	82,322	71,314	2.3	968.8	26.2	8.45
下野市	74.59	59,413	29,325	30,088	24,234	2.5	796.5	27.1	6.78
上三川町	54.39	30,428	15,700	14,728	11,801	2.6	559.4	25.1	5.26
壬生町	61.06	38,959	19,161	19,798	16,080	2.4	638.0	30.6	9.50
野木町	30.27	24,542	12,180	12,362	10,025	2.4	810.8	34.1	9.21
管内計	723.56	472,236	236,230	236,006	194,973	2.4	652.7	29.1	8.05
県 計	6,408.09	1,905,170	950,278	954,892	809,466	2.4	297.3	30.1	10.42
対県割合 %	11.29	24.8	24.9	24.7	24.1	—	—	—	—

人口、世帯数：栃木県毎月人口推計結果

高齢化率：年齢別人口調査結果（市町村別の年齢3区分別人口）

生活保護率：生活保護月報（保健福祉部保健福祉課）

※市部実施機関（栃木市は栃木市福祉事務所、小山市は小山市福祉事務所、下野市は下野市福祉事務所）は参考数値であり、管内の生活保護率には含めていない。

## II 令和5(2023)年度業務

### 1 業務執行方針

本県は人口減少過程にあり、少子化や高齢化、疾病構造の変化、価値観の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、保健・医療・福祉行政に対する県民ニーズはますます増大かつ多様化してきている。

このため県では、県民生活に密着した各分野において、現状と課題を踏まえた中長期の各種計画、ガイドラインやマニュアル等を策定し、それぞれあるべき方向性を明確に示して、積極的に施策を展開しているところである。

県南健康福祉センターは、地域の動向を見据えながら、地域に根ざした業務執行体制を確立し、管内の県民が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域社会で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉に関する事務事業を計画的かつ効率的に推進する。

### 2 主要事業

#### 【総務福祉部】

#### (1) 保健福祉の連携推進（総務企画課）

健康福祉センターの適切な運営や各種計画の円滑な推進を図るため、地域保健福祉関係者による各種会議や研修会等を行う。

##### ① 健康福祉センター協議会の開催

健康福祉センターの効果的な運営の確保、地域保健福祉対策を総合的に推進するため、県南健康福祉センター協議会を開催する。

##### ② 地域保健福祉関係者研修事業の充実

福祉・保健関係者の資質向上を図るため、専門研修を実施する。

##### ③ 地区公衆衛生事業功労者等の表彰

地域における公衆衛生事業の発展のために活動を続ける者を顕賞する。

- ・ 栃木、小山地区公衆衛生協会による公衆衛生事業功労者、団体表彰式の開催

#### (2) 医療対策の充実（総務企画課）

生涯にわたり安心して暮らすことができるよう良質な医療提供体制を確保するため、医療法に基づく医療関係施設に対する検査・指導を行う。

また、県民に対し、必要な保健福祉サービス情報を提供できる体制づくりを推進するほか、住み慣れた地域で必要な医療を受けることができるよう、介護との連携を含めた在宅医療の推進を図る。

##### ① 地域医療の確保・充実

- ・ 医療法に基づく病院等開設許可、変更許可、使用許可、医療法人設立認可等
- ・ 良質な医療を確保するため、病院、診療所等の立入検査を実施
- ・ 地域に適正な医療提供体制を確保するため、地域医療構想調整会議等の開催
- ・ 病院開設等における関係機関・団体等との事前協議の実施
- ・ 医師法、歯科医師法、保健師・助産師・看護師法、診療放射線技師法、栄養士法等に基づく免許事務等の実施
- ・ 救急医療体制の整備や救急告示医療機関の認定等に係る事務の実施

- ・ 「救急の日」の意義及び救急法等の普及に係る啓発事業を実施
  - ・ 医療安全相談センターにおいて、医療に関する患者・家族等からの相談を実施
  - ・ 医療機関に関する情報を集約して、インターネット等で県民に情報を提供
  - ・ 在宅医療を推進するため、医療・介護体制検討部会の開催や関係者研修会の実施
- ② 臓器移植推進事業
- ③ 医療関係統計調査の実施
- ・ 医師法等医療従事者に関する各法律に基づく届出事務及び指導
  - ・ 厚生労働省からの委託に基づき、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療施設調査、国民生活基礎調査等、各種統計調査事務を実施
- (3) 健康危機管理体制の整備（総務企画課）
- 地域における健康危機管理の拠点として、関係機関との連携を強化し、健康危機対策を円滑に推進する。
- また、災害医療体制や避難行動要支援者対策など管内の健康危機管理体制の整備促進を図る。
- さらに、市町や団体等支援の機能を維持するため、管内の社会資源等情報の集約や地域ネットワークの強化を図るとともに、必要な保健福祉サービス情報を提供できる体制づくりを推進する。
- ・ 県南地区健康危機管理連絡会議の開催
  - ・ 県南地区健康危機管理マニュアルの運用
  - ・ 健康危機対策に関する情報収集及び提供
  - ・ 「避難行動要支援者対応マニュアル」の見直し作業を行う市町の支援
  - ・ 災害医療体制検討部会県南地域分科会の開催
  - ・ 県南地域災害医療体制運用マニュアルによる対応
- (4) 地域福祉の充実（総務企画課）
- 次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくり、高齢者や障害者をはじめ支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進める。
- ① 民生委員・児童委員及び主任児童委員活動の活性化
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の研修を通して地域福祉の充実を推進する。
- ・ 地区別民生委員・児童委員研修の実施
  - ・ 民生委員・児童委員の新任研修の実施
  - ・ 主任児童委員研修の実施
- ② 青少年の健全育成
- 青少年健全育成を推進するため、地域の関係機関との連携を図り、「家庭の日」の普及定着及び地域社会の環境浄化、青少年の社会参加を促進する。
- ・ 広域立入調査事業の推進（携帯電話販売店・書店等の立入調査）
  - ・ 栃木県少年の主張発表下都賀地区大会の開催
  - ・ 下都賀地区青少年育成推進連絡協議会の運営
- (5) 高齢者福祉の充実（総務企画課）
- 「はつらっプラン21（八期計画）」を推進するため、高齢者の保健福祉ニーズに即し

た総合的な福祉対策の促進を図る。

また、総合事業を含めた介護保険制度が円滑に運営されるよう、市町が実施する高齢者福祉事業の支援を行う。

- ・ 老人ホーム入所判定委員会への参加
- ・ 法人審査委員会への参加
- ・ 高齢者保健福祉事業運営推進協議会への参加

(6) 障害者福祉の充実（総務企画課・健康支援課・健康対策課）

「とちぎ障害者プラン21」に基づき、障害者の自立と社会参加を推進し共生社会を実現するため、障害者への支援が円滑に行われるよう市町や関係機関を支援するほか、県南圏域で雇用支援を図るための会議を開催する。

- ・ 管内市町間の調整及び指導
- ・ 県南圏域障害者雇用支援合同会議の開催
- ・ 相談支援体制整備に係る市町支援
- ・ 医療的ケア児支援に係る意見交換会の開催

(7) 児童福祉・母子(父子・寡婦)福祉等の充実（総務企画課）

次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、母子保健事業との連携を図りつつ、環境を整備するとともに、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

① 子育て環境づくりの推進

子どもが健やかに育つ環境をつくるため、市町等が実施する子育て環境づくりを支援し、児童虐待の早期発見・早期対応を推進する。

- ・ こども・子育て会議に関する連絡調整

② 母子(父子・寡婦)福祉の充実及び婦人保護対策の推進

母子家庭や配偶者からの暴力など、悩みや問題を抱えた女性等の福祉相談に応じ、必要な福祉サービスを提供する。また、母子家庭等の経済的な自立や児童の健全育成を図るための福祉資金の貸付を行う。

- ・ 母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）等による相談事業の充実
- ・ 母子生活支援施設への入所の実施
- ・ 婦人相談所への一時保護の実施
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付相談、貸付金の交付及び償還指導の実施
- ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業の実施
- ・ 高等職業訓練促進給付金事業の実施
- ・ 母子自立支援プログラム策定事業の実施

③ 障害者や障害児を養育する保護者への経済的支援の推進

- ・ 特別児童扶養手当、特別障害者手当等の支給

(8) 社会保障の充実（生活福祉課）

管内の生活困窮者に対し、健康で文化的な最低限度の生活の実現を図るとともに、自立を助長する。

① 生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、要保護者に対して憲法で保障する健康で文化的な最低限度の

生活の実現を図るとともに、その自立を助長する。このため、生活保護業務実施方針を定め、組織的かつ計画的な業務運営を行い、適正な生活保護の実施に努める。

- ・ 生活保護の適正実施の推進（濫給防止・漏給防止）
  - ・ 保護の相談・申請時における適切な窓口対応
  - ・ 医療扶助や介護扶助の適正運営と他法他施策の優先適用の推進
  - ・ 課税調査の徹底及び早期実施
  - ・ 被保護世帯の実情に応じた多様な自立支援の推進
  - ・ 幅広い関係機関との連携
  - ・ 地域の様々な社会資源の活用促進
- ② 中国残留邦人等支援給付の適正な実施  
中国残留邦人等支援法に基づきニーズを把握し、対象者が安心して生活を送れるよう支援給付を適正に実施する。
- ③ 生活困窮者自立支援事業の実施  
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金の給付、家計改善支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業に主任相談支援員及び自立相談支援員をそれぞれ管内3町に配置して実施する。また、就労支援員を配置し、就労支援業務を実施する。

## 【地域保健部】

### (1) 精神保健福祉対策の推進（健康支援課）

市町、医療機関、障害福祉サービス事業所、精神保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、教育機関、家族会等、関係機関との連携を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、精神障害者に良質かつ適切な医療の提供を図るため、管内の連携支援体制整備を図る。

さらに、地域住民のメンタルヘルスの保持増進、自殺予防、アルコール健康障害等の普及啓発を行い、早期介入・支援体制の充実を図る。

- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進
- ・ 市町及び圏域における協議の場、連携支援体制の整備推進
  - ・ ピアサポートの積極的な活用（退院意欲喚起、啓発活動等の活動支援）
  - ・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施
  - ・ 措置入院者等の退院後支援の実施
  - ・ 心神喪失者等医療観察法に係る支援、連携調整
  - ・ 市町自立支援協議会、相談支援連絡会等への参加
  - ・ 家族会（小山地区精神保健福祉会）の活動支援
- ② 地域住民のメンタルヘルスの保持増進、精神疾患の早期発見、早期介入
- ・ 精神保健福祉に関する相談支援活動（訪問、面接、電話等）
  - ・ 関係機関へのコンサルテーションの実施
  - ・ 自殺予防についての啓発活動、市町等関係機関との連携強化
  - ・ アルコール健康障害等の依存症に関する相談支援、啓発活動の実施

- ③ 良質かつ適切な精神障害者への医療の提供
- ・ 精神科緊急医療の確保（精神保健福祉法に基づく措置入院関係業務）
  - ・ 精神科病院からの各種届出（医療保護入・退院届、定期病状報告等）受理、進達
  - ・ 精神科病院に対する実地指導、実地審査の実施
  - ・ 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神科通院公費）の交付
- (2) 母子保健対策の推進（健康支援課）
- すべての子どもが健やかに育つ社会を目指して、児童福祉関係者とも連携しつつ、切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実や児童虐待防止対策等、市町における母子保健事業を支援するとともに、広域的な母子保健施策を推進する。
- また、子どもの心の問題に対する相談支援体制の充実、学童期・思春期保健の推進のため関係機関との連携を強化する。
- ① 市町における母子保健事業支援、広域的な母子保健施策の推進
- ・ センター協議会母子保健推進部会の開催
  - ・ 総合養育支援事業（養育支援関係機関連絡会）の開催
  - ・ 管内母子保健担当者会議の開催
  - ・ 「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業」の円滑な実施体制整備
  - ・ 乳幼児健全発達事業（乳幼児二次健診）の実施
- ② 思春期保健対策の充実
- ・ 健康教育、相談の実施
  - ・ 子どもの心の相談窓口の設置及び相談支援体制の強化
  - ・ 子どもの心の問題に携わる支援機関職員等に対する研修の実施
  - ・ 関係機関の連携強化（地域ネットワーク会議の実施）
- ③ 不育症不妊症対策等の充実
- ・ 不育症検査費用助成事業の実施
  - ・ すこやか妊娠サポート事業の実施
- ④ 低所得の女性の妊娠判定支援の実施
- ・ 低所得の妊婦等に対する妊娠判定受診料助成事業の実施
  - ・ 低所得の女性に対する妊娠検査薬の提供について
- (3) 生涯を通じた健康づくりの充実（健康対策課）
- 「とちぎ健康21プラン（2期計画）」に基づき、地域住民の健康の保持増進を図るため、健康長寿とちぎづくりを推進し、市町等が実施する保健事業を技術的に支援するとともに、官民協働で生活習慣病予防、栄養改善及び喫煙対策、歯科保健対策等に関する事業を推進する。
- 高齢者のフレイル対策の推進や適切な栄養・食生活の改善を支援する体制づくりを行う。
- ① とちぎ健康 21 プラン（2期計画）の推進
- ・ 市町の健康増進計画の評価及び見直しの支援
  - ・ 地域保健と職域保健の連携を推進するための事業の実施及び体制整備
  - ・ センター協議会地域保健推進部会の開催
  - ・ 市町の特定健診・特定保健指導の支援

- ② 栄養改善対策及び食生活改善環境整備事業
  - ・ 専門的・広域的食生活指導、支援事業及び多職種連携フレイル・低栄養予防事業の実施
  - ・ 市町村栄養対策業務推進の支援
  - ・ 地域の人材育成推進事業の実施
  - ・ 健康づくり栄養改善体制整備事業の実施
  - ・ 特定給食施設等に対する指導（個別・集団）の実施
  - ・ 食品表示法（保健事項）、健康増進法第 65 条に係る相談、指導の実施
  - ・ 国民（県民）健康・栄養調査の実施
  - ・ 食環境整備事業の推進
  - ・ 食生活改善推進員等健康づくりボランティアの活動支援
- ③ 生活習慣病予防対策の推進
  - ・ 糖尿病、脳卒中、メタボリックシンドローム対策の推進
  - ・ 身体活動促進事業の実施
- ④ 喫煙対策の推進
  - ・ 喫煙・受動喫煙による健康影響普及啓発の実施
  - ・ 受動喫煙防止に関する相談対応及び環境整備の実施
  - ・ 市町等の喫煙対策支援
- ⑤ 歯科保健対策の推進
  - ・ 親と子のよい歯のコンクール及び三歳児よい歯のコンクールの実施
- (4) 指定難病関係事業の実施（健康対策課）
 

原因が不明であって治療方法が確立していない難病の患者や家族が安心して暮らせるよう、患者の医療費の負担軽減や在宅患者の QOL の向上を図るなど、環境づくりを推進する。

  - ① 特定医療費（指定難病）助成
    - ・ 難病法に基づく医療費の一部助成
  - ② 難病患者地域支援対策推進事業の実施
    - ・ 在宅難病患者・家族に対する療養生活相談指導の実施
    - ・ 難病患者地域支援体制整備の推進
    - ・ 難病患者支援者の資質向上
- (5) 小児慢性特定疾病関係事業の実施（健康対策課）
  - ・ 児童福祉法に基づく医療費の一部助成
  - ・ 総合支援事業、家族支援事業の実施
- (6) 感染症等予防対策の充実（健康対策課）
 

感染症法に基づき、感染症の予防と発生時の迅速な対応、健康診断の実施による患者の早期発見と治療、各種感染症に関する発生動向の把握・解析と予防情報の提供、健康教育による普及啓発などを実施する。

新型インフルエンザ等対策については、更に関係機関との連携強化を図りながら、地域における対策を推進する。

また、HIV をはじめとする性感染症及び肝炎等特定感染症対策については、疾患に対



する理解を促進するとともに、相談・検査体制の充実を図る。

① 感染症対策の推進

- ・ 感染症診査協議会の設置運営
- ・ 感染症に関する知識及びまん延防止に関する普及啓発及び相談業務
- ・ 新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）に関する地域の関係機関との連携推進及び対策の支援
- ・ 感染症法に基づく患者発生時の疫学調査・入院勧告
- ・ 感染症発生動向調査による情報の収集と還元
- ・ 感染症予防対策に伴う細菌検査の実施
- ・ 腸内細菌検査の実施
- ・ 感染症予防機動班による給食施設等の監視指導及び感染症予防指導
- ・ 予防接種に関する市町等への技術的支援
- ・ 集団給食従事者等の定期検便に係る事務

② 結核対策の推進

- ・ 結核医療費公費負担事務
- ・ 感染症診査協議会結核部会の運営
- ・ 感染症法に基づく接触者健診、服薬支援・回復者管理
- ・ 感染症法に基づく医療機関及び患者等の相談指導
- ・ 結核指定医療機関の申請等に関する事務
- ・ 定期的健康診断における事業所等への指導

③ エイズ・性感染症対策の推進

- ・ エイズ・性感染症に対する知識や意識の啓発
- ・ エイズ・性感染症等に関する検査の実施

④ 原爆被爆者援護事業

- ・ 原爆被爆者の各種届出・手当等に関する事務
- ・ 原爆被爆者の健康診断に係る事務
- ・ 原爆被爆者指定医療機関の申請等に関する事務

⑤ 肝炎対策の推進

- ・ 肝炎治療特別促進事業（肝炎治療を行う患者に対する医療費公費申請に係る事務）の実施
- ・ 肝炎に関する相談・検査の実施
- ・ 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業（肝炎ウイルス検査陽性者に対する医療機関への受診勧奨及び検査費用の助成等）の実施
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変入院患者に対する医療費公費申請に係る事務）の実施

(7) 生活衛生の確保（生活衛生課）

衣食住全般にわたって健やかな生活を送ることができるよう、食品の安全性と生活衛生関係営業における衛生水準の確保向上を図る。

また、医薬品・毒物劇物等の安全確保対策を推進し、薬物乱用防止普及啓発を進める。

① 食品の安全性確保対策

食品衛生法に基づく営業施設の許認可、監視指導、食品の収去検査等を実施し、食品に起因する衛生上の危害の防止を図る。

- ・ HACCPによる衛生管理の推進
- ・ 食品関係営業施設の監視指導
- ・ 食品関係業者等への衛生講習会の開催
- ・ 消費者からの食品衛生に関する苦情・相談受付
- ・ 食品衛生関係団体の育成指導

② 医薬品等の安全確保対策

薬局等における医薬品の安全管理の徹底を図り、医療の安全を確保するため、営業施設の許認可、監視指導を実施する。

- ・ 薬局、医薬品販売業者における医薬品の安全使用の確保
- ・ 高度管理医療機器販売業者等における医療機器の安全管理の徹底
- ・ 毒物劇物販売業者における毒物劇物による保健衛生上の危害防止
- ・ 麻薬・覚せい剤等取扱者の免許事務及び取扱施設の保管管理等の徹底
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るため、くすりに関する正しい知識の普及啓発

③ 生活衛生営業施設等の衛生確保対策

日常生活に欠かせない生活衛生営業施設における衛生措置基準の遵守と衛生管理の向上を図るため、監視指導を実施する。

- ・ 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場等における衛生管理等の徹底
- ・ 特定建築物における衛生的な環境の確保
- ・ 遊泳用プールの衛生管理等の徹底
- ・ 衛生害虫等に係る相談対応

④ 薬物乱用防止対策

- ・ 学校等で実施する薬物乱用防止教育の効果的な実施方法の提案や薬物乱用防止指導員の育成
- ・ 薬物依存症対策事業に係る家族支援「家族の集い」の開催及び薬物簡易検査の実施

⑤ 水道施設の安全確保対策

- ・ 水道施設等の維持管理の徹底を図るため、立入検査の実施

⑥ 血液対策の推進

- ・ 献血思想の普及啓発
- ・ 献血組織の育成強化

⑦ 骨髄バンク事業

- ・ 骨髄バンク事業の普及
- ・ 骨髄バンクドナー登録受付業務

⑧ 動物管理の推進

- ・ 動物の適正飼養の啓発及び指導
- ・ 狂犬病予防業務に関する市町及び獣医師会への協力

- ⑨ 温泉の適正利用の推進
  - ・ 温泉の保護及び天然ガスによる災害発生防止を図るため、温泉利用等の許認可及び監視指導の実施
- (8) 試験検査の実施（試験検査課）

食品衛生検査、工場排水等環境検査及び食中毒事件等発生時における検査の充実強化を図る。

  - ① 食品衛生の推進
    - ・ 流通食品の規格検査等の実施
    - ・ 食中毒関連細菌検査の実施
  - ② 環境保全対策の推進
    - ・ 水質汚濁防止指導に伴う工場排水の検査の実施
    - ・ 異常水質発生、公害苦情に伴う検査の実施
  - ③ 腸内細菌検査

### 3 年間行事予定

#### (1) 健康相談・衛生検査等日程

項目	相談日(診療日)	時間	担当課
精神保健福祉相談	年間 10 回 (予約制)	13:00～15:00	健康支援課
乳幼児発達相談	年間 6 回	13:00～17:00	健康支援課
難病患者療養生活相談	随時		健康対策課(栄養難病)
難病等病態別栄養相談	随時 (予約制)		健康対策課(栄養難病)
特定給食施設等個別相談	随時 (予約制)		健康対策課(栄養難病)
HIV・性感染症検査	毎週水曜日(予約制)	13:00～14:00	健康対策課(感染症予防)
肝炎ウイルス検査	毎週水曜日(予約制)	13:00～14:00	健康対策課(感染症予防)
骨髄バンク登録	毎週水曜日(予約制)	9:00～10:00	生活衛生課(生活薬事)
腸内細菌検査	毎週月・火曜日	9:00～11:00	健康対策課(感染症予防) 試験検査課

#### (2) 定例的な主要業務・主要行事一覧

担当課等	項目	摘要
総務企画課	地区公衆衛生功労者表彰式(栃木・小山地区)	11 月頃
	県南健康福祉センター協議会	年 1 回程度
	地域医療構想調整会議(病院及び有床診療所等会議、医療・介護体制検討部会を含む)	年 5 回程度
	病院、診療所の立入検査	9～2 月
	県南地区健康危機管理連絡会議	年 1 回
	管内市町在宅医療・介護連携推進事業担当者会議	年 2 回程度
	県南地区障害保健福祉圏域調整会議	年 3 回程度
	医療的ケア児に係る医療体制整備に関する県南地区意見交換会	年 2 回程度
	栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会県南地域分科会	年 2 回程度
	地域保健福祉関係者研修(管内看護職員等研修会を含む)	随時
	救急医療講習会	年 3 回
	看護学生等センター実習指導	随時
	医療施設動態調査	毎月
	病院報告	毎月
	国民生活基礎調査	6 月～7 月
	医療関係者調査	12 月(2 年毎)

担当課等	項 目	摘 要
総務企画課	医療施設静態調査	10月（3年毎）
	患者調査	10月（3年毎）
	受療行動調査	10月（3年毎）
	栃木県少年の主張発表下都賀地区大会	8月
	地区別民生委員児童委員研修会	年1回
	主任児童委員研修会	年1回
	特別障害者手当等定例払	年4回
	特別障害者手当等定時所得等調査	年1回（9月）
	児童扶養手当定時払	年6回
	児童扶養手当現況届審査	年1回（9月）
	特別児童扶養手当定時払	年3回
	特別児童扶養手当所得状況届審査	年1回（9月）
	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付相談	随時
	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金貸付（新規）	毎月1回
	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金貸付（継続）	4、7、10、1月
	母子(父子・寡婦)福祉資金償還指導	随時
	婦人相談	随時
	県南圏域障害者雇用支援合同会議	随時
	生活福祉課	ケース診断会議
稼働能力判定会議		年1回
管内町生活保護事務担当者会議		5月
被保護世帯前年所得・課税状況調査		年1回（6月から9月）
被保護世帯年金受給権確認調査		年1回（7月から10月）
入院患者施設入所者訪問調査		10月～3月
扶養義務者等調査		10月～2月
健康支援課	精神保健福祉法22～26条の申請・通報に関する調査・立会い・移送	随時
	精神障害者受理会議	毎月第2・4水曜日
	精神保健福祉相談	年10回程度
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進県南圏域連絡会	年2回程度
	精神保健福祉支援関係者研修会	年2回
	ピアサポーター交流会・推薦機関連絡会	年5回程度
	地域自殺対策強化事業	隔月随時（特に9月・3月）
	精神保健福祉関係者会議	随時
	精神科病院実地指導、実地審査	随時

担当課等	項 目	摘 要	
健康支援課	乳幼児子育て相談	随時	
	子どもの心の相談・コンサルテーション	月1回（予約）	
	乳幼児健全育成事業・総合養育支援事業	随時	
	乳幼児発達相談	年間6回	
	思春期保健相談	随時	
	母子保健担当者会議・関係者研修	随時	
	センター協議会母子保健推進部会	年1回	
	養育支援関係者会議	年1回	
	子どもの心相談支援体制整備ネットワーク会議	年1回	
健康対策課	難病患者支援関係者研修会	年1回	
	指定難病医療生活相談会	年1回程度	
	指定難病更新時面接	7～9月	
	難病患者支援に係る実務者連絡会	年1回	
	よい歯のコンクール（栃木・小山地区）	6月各1回	
	小児慢性特定疾病更新時面接	1～3月	
	地域・職域連携推進に関わる事業	随時	
	センター協議会地域保健推進部会	年1回	
	国民（県民）健康・栄養調査	年1回	
	市町栄養業務担当者会議	年4回程度	
	地域活動栄養士等研修会	年4回程度	
	給食施設巡回指導	年100施設程度	
	給食施設研修会	年2回程度	
	食品表示等合同監視	年4回	
	食生活改善推進員協議会関係会議	年10回程度	
	感染症診査協議会	随時	
	感染症診査協議会結核部会	毎月第2・4木曜日（原則）	
	結核コホート検討会	年2回	
	感染症予防研修会	年2回程度	
	感染症予防機動班監視指導	年70回程度	
	地域DOTS事業	随時	
	結核接触者及び回復者健康診断	随時	
	新型インフルエンザ等対策県南地域連絡協議会	年1回	
	生活衛生課	食品衛生監視業務	随時
		早朝市場監視	随時
		食品衛生責任者養成講習会	年4回
食品衛生責任者実務講習会		随時	

担当課等	項 目	摘 要
生活衛生課	食品表示等合同監視	年4回
	薬事監視	随時
	麻薬監視	随時
	生活衛生監視	随時
	特定建築物立入調査	随時
	水道監視	随時
	生活衛生同業組合協議会支部(小山・栃木)業務	随時
	薬物乱用防止指導	随時
	薬物依存症家族の集い	年6回
	県南地区薬物乱用防止指導研修会	年1回
	県南地区献血推進協議会	年1回
試験検査課	試験検査連絡会議	4月
	食品衛生検査業務	随時
	環境保全検査業務	随時
	感染症予防対策検査業務	随時

### Ⅲ 参考資料

#### 1 県南健康福祉センターの沿革

大正9(1920)年3月	栃木県庁内務部庶務課から社会課(職員5名)を独立配置し、分掌事務に「社会事業」を明記
昭和19(1944)年8月	小山保健所設置(小山市上町、初代所長:新沼康司)
昭和20(1945)年4月	小山保健所移転(小山市横山町)
昭和21(1946)年12月	小山保健所移転(小山市上町)
昭和25(1950)年5月	小山保健所新築移転(小山市上町)
昭和28(1953)年8月	地方事務所を廃止し、下都賀福祉事務所、河内福祉事務所を設置
昭和38(1963)年4月	小山保健所新築移転(小山市花垣町)
昭和50(1975)年4月	各保健所に保健婦室を設置
昭和61(1986)年4月	民生部を県民生活部(11課1室)に改編
昭和62(1987)年4月	各保健所の保健婦室を健康指導課に、試験検査課を検査薬事課に改称
平成4(1992)年7月	「地域保健医療計画(県南保健医療圏)」を公示
平成4(1992)年10月	小山保健所を新築移転(小山市犬塚)
平成8(1996)年4月	県民生活部及び衛生環境部を改編し、新たに保健福祉部(11課1室)を設置
平成9(1997)年4月	県内8福祉事務所と県内10保健所を再編統合し、健康福祉センターを設置(広域センター:県西、県東、県南、県北、安足、地域センター:今市、栃木、矢板、烏山、佐野) 県南健康福祉センターに、健康福祉推進室、環境部、福祉部(下都賀福祉事務所併置)、保健部(県南保健所を併置)の3部1室を置き、小山庁舎(小山市犬塚、初代所長:田中久夫)に開設
平成10(1998)年8月	小山庁舎東館を新築
平成15(2003)年4月	健康福祉推進室を廃止し、地域支援部、健康福祉部、環境部の3部となる
平成16(2004)年8月	「地域保健医療計画(県南保健医療圏)」(16~20年度)を公示
平成18(2006)年1月	管内区域での合併(南河内町、石橋町、国分寺町⇒下野市)
平成18(2006)年4月	西方町が下都賀福祉事務所の所管となる
平成20(2008)年4月	環境部が組織改編により、環境森林部の出先機関「小山環境管理事務所」となる
平成22(2010)年3月	管内区域での合併(栃木市・大平町・藤岡町・都賀町⇒栃木市)
平成22(2010)年4月	組織改編により、地域支援部と健康福祉部が総務福祉部と地域保健部になる
平成23(2011)年10月	西方町が栃木市に編入合併する
平成26(2014)年4月	岩舟町が栃木市に編入合併する



## 2 主な業務関連計画一覧

1	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県保健医療計画（7期計画） 平成30(2018)年 3月 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度（6年間） 医療法第30条の4
2	計 画 名 策 定 時 期 根 拠 法 令 等	栃木県地域医療構想 平成28(2016)年 3月 医療法第30条の4
3	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県医療費適正化計画（3期計画） 平成30(2018)年 3月 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度（6年間） 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
4	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県地域福祉支援計画（第4期） 令和3(2021)年 3月 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度（6年間） 社会福祉法第108条
5	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	はつらっプラン21(八期計画)（栃木県高齢者支援計画） 令和3(2021)年 3月 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度（3年間） 老人福祉法、介護保険法
6	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画 令和2(2020)年 3月 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度（5年間） 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
7	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	とちぎ障害者プラン21(2021～2023) 令和3(2021)年 3月 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度（3年間） 障害者基本法第11条第2項、障害者文化芸術活動推進法第8条
8	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画） 令和3(2021)年 3月 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度（3年間） 障害者総合支援法第89条第1項、児童福祉法第33条の22第1項
9	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	いのち支える栃木県自殺対策計画 平成30(2018)年 3月 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度（6年間） 自殺対策基本法第13条第1項
10	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画） 令和2(2020)年 3月 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度（5年間） とちぎの子ども・子育て支援条例第10条、次世代育成支援対策推進法第9条等
11	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	とちぎ健康21プラン（2期計画） 平成25(2013)年 3月 平成25(2013)年度～令和6(2024)年度（12年間） 健康増進法第8条

12	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	とちぎ食育元気プラン 2025（第 4 期栃木県食育推進計画） 令和 3（2021）年 3 月 令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間） 食育基本法第 17 条
13	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4 期計画） 令和 3（2021）年 3 月 令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間） とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第 8 条
14	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県感染症予防計画 平成 30（2018）年 3 月 平成 30（2018）年度～ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条
15	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県がん対策推進計画（3 期計画） 平成 30（2018）年 3 月 平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度（6 年間） がん対策基本法第 12 条第 1 項
16	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県歯科保健基本計画（2 期計画） 平成 30（2018）年 3 月 平成 30（2018）年度～令和 6（2024）年度（7 年間） 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例第 11 条
17	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県肝炎対策推進計画（3 期計画） 令和 5（2023）年 3 月 令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度（5 年間） 肝炎対策基本法第 4 条
18	計 画 名 策 定 時 期 根 拠 法 令 等	栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画 平成 25（2013）年 11 月 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 7 条
19	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2 期計画） 令和 3（2021）年 3 月 令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間） 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例第 6 条
20	計 画 名 策 定 時 期 計 画 期 間 根 拠 法 令 等	栃木県循環器病対策推進計画 令和 3（2021）年 3 月 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度（3 年間） 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第 11 条第 1 項